

南部町子どもの居場所試験的開設事業実施要項

（趣旨）

1. 放課後児童クラブやスポーツ少年団、中学校の部活動等、各種放課後活動に参加していない児童生徒の居場所を試験的に開設し、学習時間の確保及び支援のほか生活相談などを通じ、児童生徒の健全な育成に資することができるか検証する。

（試験的開設及び検証期間）

2. 開設日から概ね 6 か月間とする。
なお、試験的開設及び検証期間における実施状況及び検証結果等を踏まえ、期間の延長が必要若しくは望ましいと判断する場合は、令和 7 年 3 月末日まで延長することができる。

（開設時間）

3. 原則として平日の午後 3 時 30 分から午後 6 時までとする。
なお、小中学校夏季休業等の長期休業の際は、開設時間を変更することができる。

（実施内容）

4. 試験的開設時に次の内容を実施し、効果を検証する。
 - ①学校の宿題や授業の復習を中心とした学習時間の確保及び支援
 - ②学校や家庭での悩み相談
 - ③月に 1 回程度、学ぶ知識以外の体験や経験学習

（開設場所及び回数）

5. 福地地区及び名川地区並びに南部地区にて、週 1 回程度開設する。
なお、実施状況により 1 週間あたりの開設回数を増やすことも可とする。
 - ①福地地区：総合保健福祉センターゆとりあ又は福寿館
 - ②名川地区：いちようホール町民室又は和室
 - ③南部地区：南部公民館

（対象とする児童生徒）

6. 通所することができる対象児童生徒は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ①放課後児童クラブやスポーツ少年団、中学校の部活動等、各種放課後活動に参加していない児童生徒
 - ②有料の学習塾等へ通っていない児童生徒（家庭教師や有料通信教育サービスを含む）

（支援員の選任）

6. 当業務の遂行に必要な支援員については、各種資格は問わないが、当業務に識見を有し、かつ、意欲的に取り組もうとする者を公募し、開設場所 1 か所あたり 3 名以上選任する。
なお、支援員の公募要項は別に定める。

（配置する支援員数）

7. 1 回の開設あたりに配置する支援員は原則 2 名とする。

（支援員の謝礼）

8. 1 回の開設あたり支援員 1 名につき 2,700 円とし、従事した月の日数分を翌月 15 日までに支払う。

（実施内容の検証）

9. 実施にあたって検証する内容は次のとおりとし、検証は必要に応じ随時行う。

- ① 児童生徒の通所状況
- ② 実施内容に定められたとおり実施されているか
- ③ 日報（別記様式）の整備状況
- ④ その他、町が必要とする事項を実施者との問答により検証する

（検証内容の通知）

10. 実施内容を検証した結果、良好である場合は口頭にて評価を行い、改善が必要な場合は町は支援員と改善へ向けた協議を行う。

（その他）

11. ① 児童生徒の通所の申し込みは随時受け付けるものとし、通所費用は無料とする。
② 支援員が必要とするパソコン及び施設に備え付けてある備品を貸与する。
③ 業務により知り得た個人情報には守秘義務を徹底させる。
なお、いじめ及び児童生徒に対する DV 等が認められた若しくは疑いがある場合は、速やかに町へ報告させる。
④ 開設場所は、開設の都度準備及び撤収することを原則とする。

別記様式

日 報

日 付	令和 年 月 日
開 設 場 所	
支援員氏名	

通所者数	うち小学生	うち中学生

実 施 内 容
次回への申し送り事項
そ の 他 特 記 事 項

※怪我や事故の発生、DV の疑いなどは速やかに学務課（0178-38-5968）へ報告願います。